平成２８年（フ）第９号
大分県中津市262番地４
債務者　山本　真史
1　決定年月日時　平成28年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永松　裕士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１３３号
大阪府泉佐野市佐野台10番地の１佐野台住宅９－406（前住所）大阪府泉佐野市新町１丁目１番26－401号、前々住所大阪府泉佐野市鶴原330番地の15
債務者　金永　　豊
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　宏海
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２１８号
大阪府和泉市観音寺町595番地の１リージェンツパーク201、前住所大阪府和泉市万町97番地の１
債務者　山口　英二
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　英倫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１６５号
兵庫県加古郡稲美町加古4824番地の12
債務者　池嶋　稔雄
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅尾　英文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月６日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１１号
茨城県那珂郡東海村東海１丁目５番８号、旧住所茨城県那珂郡東海村舟石川駅西３丁目６番28号（秋葉マンション）
債務者　秋葉　　賢
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月３日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１２号
茨城県那珂郡東海村東海１丁目５番８号、旧住所茨城県那珂郡東海村舟石川駅西３丁目６番28号（秋葉マンション）
債務者　秋葉　悦子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月３日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１２２号
熊本市中央区帯山３丁目20番17号　メゾン帯山201号室、前住所熊本市中央区帯山３丁目20番17号　メゾン帯山202号室
債務者　吉住　玲子
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　秀規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1265番地11、前住所三重県津市藤方953番地１クイーンズコートＤ103
債務者　後藤　丈治
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森高　啓喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６４１号
札幌市豊平区中の島１条２丁目４番６－503号
債務者　上野　幸彦
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６６８号
札幌市北区南あいの里４丁目３番24号
債務者　海野ゆかり（旧姓飯島）
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７２２号
北海道石狩市花川南２条６丁目245番地
債務者　飛岡　明子（旧姓沖崎）
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９８号
群馬県伊勢崎市上田町165番地21
債務者　阿久津香織（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成28年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１０５号
群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保959番地２今井アパート東５号棟
債務者　須藤美智子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１０９号
群馬県伊勢崎市茂呂町１丁目37番地３
債務者　比嘉エドアルドこと　ＨＩＧＡ　ＡＲＡＫＡＫＩ　ＥＤＵＡＲＤＯ
1　決定年月日時　平成28年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１０号
群馬県伊勢崎市茂呂町１丁目37番地３
債務者　比嘉アナこと　ＹＡＭＡＳＨＩＲＯ　ＭＩＹＡＧＵＩ　ＤＥ　ＨＩＧＡ　ＡＮＡ　ＭＡＲＩＡ
1　決定年月日時　平成28年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１１号
群馬県伊勢崎市波志江町4756番地４
債務者　阿久津　勇
1　決定年月日時　平成28年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係